

地方自治法第 242 条第 5
項に基づく監査結果報告書

沖縄市監査委員

第1 請求人

住所 _____
氏名 _____

住所 _____
氏名 _____

第2 請求の要旨等

令和8年6月3日付けで提出された沖縄市職員措置請求(以下「本件請求」という。)の記載によれば、概ね以下のとおりである。

1 請求の要旨

地方自治法第242条第1項に基づいて、報酬返還、差止め、損害賠償請求その他の必要な措置を請求する。

(1) 請求の対象となる財務会計行為

本件請求の対象は、_____学校学校運営協議会委員に対して支出された委員報酬、費用弁償、旅費、謝礼その他これに類する公金支出である。

本件は、学校運営上の意見対立ではない。公金から支出された学校運営協議会委員報酬について、その支出の前提となる職務遂行実態、会議実態、協議実態、記録作成・保存実態が欠落しているにもかかわらず報酬が支出されている問題である。したがって、地方自治法第242条第1項の住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実該当する。

形式的に委員が委嘱されていたことのみをもって直ちに報酬全額が違法であると主張するものではない。各年度・各会議・各委員について、職務遂行を裏付ける適正な資料が存在せず、又は後日作成文書や合議体によらない処理を根拠として支出された部分について、違法又は著しく不当な公金支出として返還その他必要な措置を求めるものである。

(2) 請求の原因

本件は、学校において、重大な事案に関する学校運営協議会の協議実態、情報共有、意思形成及び記録の適正性が問われているにもかかわらず、委員報酬が公金から支出されている事案である。

_____学校学校運営協議会は、少なくとも本件重大事案に関して、合議体としての機能を果たしていない。にもかかわらず、同協議会委員に対して報酬が支出されているのであれば、その支出は、職務遂行の対価としての実質を欠き、違法又は著しく不当な公金支出である。

(3) 違法又は著しく不当である理由

本件において問題となるのは、学校運営協議会が本件要請に応じなかったことのみを理由として報酬全額の返還を求めるものではない。市が学校運営協議会による判断又は学校運営協議会への伝達を根拠として説明しているにもかかわらず、その前提となる会議開催、出席、協議、情報共有、意思形成及び記録の実態が確認できない状態で、公的職務遂行の対価である報酬を支出したことが問題なのであ

る。

令和6年1月22日開催分とされる臨時学校運営協議会については、議事録が存在する。しかし、同議事録は、会議当日に作成された同時的記録ではなく、会議から約3か月後に作成された後日作成文書である。また、同議事録の内容と、保護者に対する説明、委員への確認結果及び市教育委員会回答との間には重大な相違がある。

本件で問題となるのは、議事録の有無ではなく、後日作成され、内容にも重大な相違がある議事録をもって、非常勤特別職の地方公務員である委員らの職務遂行及び報酬支出の正当性を裏付けることができるかである。このような議事録をもって、公金支出の正当化を根拠とすることはできない。

2024年(令和6年)8月9日付開催要請については、学校運営協議会全体の会議によらず、校長及び会長を中心として招集しない処理が行われている。このような処理は、学校運営協議会委員全体が公的合議体として職務を遂行したことを示すものではなく、むしろ、協議会全体による意思形成が欠落していたことを示すものである。

本件では、_____学校学校運営協議会について、重要事項の共有、協議、議事録、出席、意思形成の実態が確認できない。この状態で委員報酬が支出されているならば、支出命令及び支出審査は、実体的根拠を欠く違法又は著しく不当な財務会計行為である。

(4) 結論

_____学校学校運営協議会は、地教行法に基づく公的な合議体である。その委員報酬は、市民の税金から支出される公金であり、委員としての実質的職務遂行、会議出席、協議、記録、説明責任の履行を前提とする。しかし、本件では、重要事項が委員全体に伝達されておらず、2024年(令和6年)1月22日開催分とされる臨時学校運営協議会議事録は会議から約3か月後に作成され、さらに2024年(令和6年)8月9日付開催要請については会議録又は協議記録も明確に示されず、学校校長及び会長を中心として招集しない処理が行われている。したがって、_____学校学校運営協議会が、公的合議体として適正に機能し、委員らが報酬に対応する職務を遂行したことは確認できない。このような状態で支出された委員報酬は、職務遂行の対価としての実質を欠く。したがって、当該報酬支出は、違法又は著しく不当な公金支出である。

2 請求の内容

沖縄市長及び沖縄市教育委員会並びに関係職員に対し、次の措置を求めている。

- (1) 沖縄市監査委員は、沖縄市長、沖縄市教育委員会その他の関係職員に対し、_____学校学校運営協議会委員に支出された委員報酬、費用弁償その他関連する公金支出について監査を実施し、適法かつ適正な職務遂行を裏付ける資料を欠く支出については、受領者に対する返還請求、支出決定又は支出命令に関与した職員に対する損害賠償請求その他必要な措置を講ずるよう勧告すること。
- (2) 沖縄市監査委員は、沖縄市長、沖縄市教育委員会その他の関係職員に対し、_____学校学校運営協議会に関する会議録、協議記録、出席記録、支出負担行為書、支出命令書、報酬支払調書、委員委嘱関係文書その他の支出根拠資料を提出させ、当該報酬支出が適法かつ適正な職務遂行に対応する支出であったかを監査した

上で、必要な是正措置を講ずるよう勧告すること。

- (3) 沖縄市監査委員は、_____学校学校運営協議会において、本件重要事項が委員全体に適正に共有されず、令和6年1月22日開催分とされる臨時学校運営協議会の議事録が会議から約3か月後に作成され、さらに令和6年8月9日付開催要請については学校長及び会長を中心に招集しない処理が行われていた事実を確認し、このような状態の下で委員報酬を支出した沖縄市の財務会計上の違法又は著しく不当な対応を是正するよう勧告すること。
- (4) 沖縄市監査委員は、今後、_____学校学校運営協議会委員に対して報酬を支出する場合には、会議の開催、出席、協議内容、議事録又は協議記録、委員全体への情報共有、合議体としての意思形成が確認できる資料を整備しない限り、報酬支出を行わないよう勧告すること。
- (5) 沖縄市監査委員は、必要に応じて、違法又は著しく不当な事務執行に関与した職員に対して、その他必要な措置を講ずるよう勧告すること。

3 事実を証する書面

- (1) 事実証明 1 沖縄市学校運営協議会規則
- (2) 事実証明 2-1 令和7年9月 沖縄市議会一般質問 仲吉信勝議員 文字起こし
- (3) 事実証明 2-2 市代理人弁護士宛メール 一般質問についての事務連絡
- (4) 事実証明 3 2024年1月18日付 PTCA 及び学校運営協議会での議案書
- (5) 事実証明 4 口述記録(確定日付)再調査を行わないことの説明
- (6) 事実証明 5 口述記録 臨時学校運営協議会についての合意形成
- (7) 事実証明 6-1 2024年(令和6年)5月30日 市教育委員会決裁文書
- (8) 事実証明 6-2 経過報告書及び対応要請書
- (9) 事実証明 6-3 2024年(令和6年)8月9日 要請書
- (10) 事実証明 7 臨時学校運営協議会議事録
- (11) 事実証明 8 学校運営協議会議事録についての記録
- (12) 事実証明 9-1 市代理人弁護士宛送付状
- (13) 事実証明 9-2 回答未受理に伴う今後の対応について(通知)
- (14) 事実証明 9-3 2025年(令和7年)7月17日付 市代理人弁護士作成回答書
- (15) 事実証明 9-4 2025年(令和7年)8月25日付 市代理人弁護士作成回答書
- (16) 事実証明 9-5 市代理人弁護士宛確認メール
- (17) 事実証明 9-6 2025年(令和7年)10月3日 市代理人弁護士宛メール転記
- (18) 事実証明 10 開示資料一式
- (19) 事実証明 11 2026年(令和8年)3月27日付 沖縄県教育庁義務教育課
回答書
- (20) 事実証明 12 会計課開示資料
- (21) 事実証明 13 文部科学省通知 7 文科教第 1783 号

第3 請求の受理

本件請求は、令和8年6月11日に地方自治法第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認められたため、同年6月3日付けでこれを受理することを決定した。

第4 監査の実施

1 監査の期間

令和8年6月3日から令和8年7月24日まで

2 監査の対象部署

教育委員会指導部指導課

3 監査の対象事項

本件請求及び事実を証する書面を勘案し、次の事項を監査の対象事項とした。

請求人は、本件請求の対象が、_____学校学校運営協議会委員に対して支出された委員報酬、費用弁償、旅費、謝礼その他これに類する公金支出であると主張している。

しかし、委員報酬以外の支出については個別具体的な摘示がなく、監査対象として特定できないため、本件請求の対象には含めないこととした。さらに、学校運営協議会委員に対して支出されているのは委員報酬ではなく報償費である。

以上より、本件請求に関しては、_____学校学校運営協議会委員に対する報償費支出を監査の対象とした。

また、地方自治法第242条第1項において住民監査請求の対象となるのは、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実とされており、これら財務会計上の行為以外の行為、すなわち事務執行上の対応に関するものについては、住民監査請求の対象外と判断する。

4 請求人陳述及び証拠提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年7月6日に請求人による陳述を実施した。請求人からは新たな資料の提出があった。

(1) 陳述の内容

概ね本件請求書及び意見書のとおり

(2) 証拠書類

事実証明14～18(意見書 要請書など)

5 関係職員の陳述及び弁明書の提出

沖縄市教育長に対して弁明書及び証拠書類の提出を求めたところ、弁明書(令和8年6月30日付沖市教指第630001号)が提出された。また、令和8年7月6日に教育委員会指導部指導課の陳述を聴取した。

(1) 弁明の趣旨

- ① 本件請求は、不適法として却下されるべきものである。
- ② 仮に却下されないとしても、本件請求には理由がないため、棄却すべきである。

(2) 事実の認否

概ね弁明書のとおり

(3) 弁明の理由

概ね弁明書のとおり

(4) 証拠書類

- ① 報償費の支出に係る資料
- ② 沖縄市報償費の支払い基準に関する内規
- ③ 報告書、議事録

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する

2 理由

(1) 関係法令(抜粋)

- ① 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校(当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。)の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

- ② 沖縄市学校運営協議会規則(平成26年2月5日教委規則1号)
(所掌事項)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編制に関する事
- (4) 学校予算の執行に関する事
- (5) 学校の施設、設備等の管理及び整備に関する事

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(委員の委嘱)

第6条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 対象学校の校長
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の定数は10名以内とし、教育委員会が委嘱する。

3 対象学校の校長は、協議会委員となり他の委員を推薦するものとする。なお、教育委員会はその推薦を尊重して委員を委嘱するものとする。

4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。

(会議)

第10条 会長は、対象学校の校長と協議のうえ、協議会の会議を招集し、議長を務める。

2 議事について、利害を有する委員は、その議事に参与することができない。ただし、協議会において認めたときはこの限りでない。

3 会長は、必要があるときは、対象学校の校長に報告及び説明を求めることができる。

4 対象学校の校長は、関係職員を会議に出席させることができる。

5 会議の実施報告書は、会議終了後すみやかに教育委員会に提出する。

③ 沖縄市報償費の支払い基準に関する内規

(支払い基準)

第2条 報償費の支払い基準は、別表「報償費の支払い基準表」による。ただし、法令等により支払い基準が定められているものについては、当該法令等の定めによる。

別表

「報償費の支払い基準表」

2 報償金(協議会、研究会等委員の謝礼)

番号	区分	基準	備考
35	学校運営協議会委員	1回4,000円以内	

(2) 認定事実

本件請求に関し、次の事実を認定した。

- ① 令和 7 年 7 月 10 日付けで第 1 回_____学校学校運営協議会実施報告書が_____学校から教育委員会指導部指導課に提出された。同報告書には、学校運営協議会が令和 7 年 4 月 24 日に開催されたこと、協議題として「会長・副会長の選出」「今年度の学校経営方針について」「今後の計画(予定)について」が記載されている。
- ② 令和 7 年 10 月 17 日付けで支出負担行為兼支出命令書が起票され、令和 7 年 11 月 5 日付けで学校運営協議会委員のうち①の出席者へ報償費が支払われた。
- ③ 令和 7 年 9 月 25 日付けで第 1 回_____学校区合同学校運営協議会実施報告書が_____学校から教育委員会指導部指導課に提出された。同報告書には、学校運営協議会が令和 7 年 9 月 24 日に開催されたこと、参加者として_____学校、_____学校、_____学校の各学校運営協議会委員、協議題として「各学校の様子と今後の年間計画について」が記載されている。
- ④ 令和 7 年 10 月 28 日付けで支出負担行為兼支出命令書が起票され、令和 7 年 11 月 12 日付けで学校運営協議会委員のうち③の出席者へ報償費が支払われた。
- ⑤ 令和 7 年 12 月 3 日付けで第 2 回_____学校区合同学校運営協議会実施報告書が_____学校から教育委員会指導部指導課に提出された。同報告書には、学校運営協議会が令和 7 年 12 月 2 日に開催されたこと、参加者として_____学校、_____学校、_____学校の各学校運営協議会委員、協議題として「各学校の様子と今後の年間計画について」が記載されている。
- ⑥ 令和 8 年 1 月 9 日付けで支出負担行為兼支出命令書が起票され、令和 8 年 1 月 22 日付けで学校運営協議会委員のうち⑤の出席者へ報償費が支払われた。
- ⑦ 令和 8 年 3 月 4 日付けで第 4 回_____学校学校運営協議会実施報告書が_____学校から教育委員会指導部指導課に提出された。同報告書には、学校運営協議会が令和 8 年 2 月 20 日に開催されたこと、協議題として「学校教育活動報告」が記載されている。
- ⑧ 令和 8 年 3 月 16 日付けで支出負担行為兼支出命令書が起票され、令和 8 年 4 月 6 日付けで学校運営協議会委員のうち⑦の出席者へ報償費が支払われた。
- ⑨ 令和 8 年 4 月 16 日付けで令和 8 年度_____学校学校運営協議会委員が委嘱された。
- ⑩ 令和 8 年 7 月 17 日付けで第 1 回_____学校学校運営協議会実施報告書が_____学校から教育委員会指導部指導課に提出された。同報告書には、学校運営協議会が令和 8 年 4 月 24 日に開催されたこと、議題として「会長・副会長の選出」「今年度の学校経営方針について」「今後の計画(予定)」が記載されている。

3 監査委員の判断

(1) 期間制限について

請求人は、期間制限について、本件請求書「第5 1年制限について」により、地方自治法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」に該当すると主張している。

最高裁判所平成14年9月12日判決では、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」と判示している。

本件請求の対象となっている公金支出は、_____学校学校運営協議会委員に対する報償費の支出である。当協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び沖縄市学校運営協議会規則により設置されているものであることから、その委員に対する報償費の支出が存在することは、公に知り得ることであると言える。

請求人は、令和6年1月18日付「PTCAおよび運営協議会での審議について」（事実証明3）において、_____学校学校運営協議会に対し、PTCA及び学校運営協議会での不適切指導に関する調査を求めている。その後、同年1月22日に臨時学校運営協議会が開催されている（事実証明7）。また、請求人は、同年4月12日に、再調査については、学校運営協議会の見解で必要ないと判断したとの説明を受けている（事実証明4）。さらに、同年4月23日に再度説明を受けており、その際に、同年1月22日の臨時学校運営協議会については、規則に沿った開催であったのかについて疑義を指摘している（事実証明5）。

以上の状況を踏まえると、この時点で請求人は学校運営協議会の存在及びその概要を把握し、それに伴って学校運営協議会委員に支払われる報償費についても認識し得たものと認められる。したがって、遅くともこの時点において、実際に監査請求を行うに足りる程度に、学校運営協議会に関する財務会計上の行為を認識していたものと判断される。

このため、本件については、地方自治法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」については認められない。よって、相当な期間内に監査請求がされたものとはいえず、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したものについては、監査の対象外とする。

(2) 怠る事実について

請求人は、本件請求書「第4 違法又は著しく不当である理由 7 沖縄市は返還請求を怠っている」により、怠る事実にも該当すると主張している。

しかしながら、地方自治法第242条第1項には、違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実について監査請求ができる旨を、

第 2 項には、前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができないと規定され、また最高裁判所昭和 62 年 2 月 20 日判決では「財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条第 2 項の規定を適用すべき」と判示している。

したがって、本件請求について監査対象とした学校運営協議会委員に対する報償費の支出は、財務会計上の行為であることから、地方自治法第 242 条第 2 項の適用のない怠る事実には該当しないと判断する。

(3) 学校運営協議会委員への報償費支出について

請求人は、公金から支出された_____学校学校運営協議会委員に対する報償費について、その支出の前提となる職務遂行実態等が欠落しているにもかかわらず報償費が支出されたことは、地方自治法第 242 条第 1 項に定める財務会計上の行為又は怠る事実該当すると主張している。

すなわち、請求人は、これら職務遂行実態等の欠落を前提として、学校運営協議会委員に対する報償費の支出そのものが地方自治法第 242 条第 1 項にいう「違法又は不当な公金の支出」に該当するとして、監査を求めたものである。

もっとも、住民監査請求制度は、監査の対象が同条に明確に規定されており、「財務会計上の行為」又は「怠る事実」に限定される。したがって、本件請求において監査委員が判断すべき中心的な論点は、学校運営協議会委員に対する報償費の支出という具体的な財務会計上の行為が、違法又は不当であるかについてである。

そこで監査委員は、令和 7 年度以降の財務会計上の行為について、請求人から提出された事実証明書及び証拠書類に加え、関係機関から提出された各種関係書類について精査を行うとともに、請求人および関係職員から事情を聴取し、事実関係の把握と法的評価を進めた。これらの調査・聴取を踏まえ、監査の過程で同協議会の履行状況を確認し、学校運営協議会委員に対する報償費支出の適否を判断するための検討を行った。

令和 7 年度における_____学校学校運営協議会については、令和 7 年 4 月 10 日付けで学校運営協議会委員が委嘱され、4 回開催されている。また、学校運営協議会委員に対する報償費は「沖縄市報償費の支払い基準に関する内規」に基づき、出席の都度、4,000 円が支払われている。なお、学校運営協議会の履行状況、履行確認及び支出については、次のとおりである。

令和 7 年 4 月 24 日に第 1 回学校運営協議会が開催され、協議等が実施された。その後、学校から指導課へ実施報告書が提出され、指導課はその内容を確認した上で、学校運営協議会委員へ報償費を支払った。

令和 7 年 9 月 24 日に第 2 回学校運営協議会(小中学校合同開催)が開催され、協議等が実施された。その後、学校から指導課へ実施報告書が提出され、指導課はそ

の内容を確認した上で、学校運営協議会委員へ報償費を支払った。

令和 7 年 12 月 2 日に第 3 回学校運営協議会(小中学校合同開催)が開催され、協議等が実施された。その後、学校から指導課へ実施報告書が提出され、指導課はその内容を確認した上で、学校運営協議会委員へ報償費を支払った。

令和 8 年 2 月 20 日に第 4 回学校運営協議会が開催され、協議等が実施された。その後、学校から指導課へ実施報告書が提出され、指導課はその内容を確認した上で、学校運営協議会委員へ報償費を支払った。

なお、令和 8 年度については、令和 8 年 4 月 16 日付けで学校運営協議会委員が委嘱されており、令和 8 年 4 月 24 日に学校運営協議会が開催され、協議等が実施された。学校から指導課へ実施報告書が提出されたが、学校運営協議会委員への報償費の支払は、現時点では行われていない。

以上のことから、学校運営協議会委員に対する報償費は、教育委員会からの委嘱状を受けた委員が協議会に出席し、実際に履行した業務の対価として支払われたものである。委嘱状の交付状況、協議会の履行状況、さらに支出に至る財務会計上の手続きのいずれを検討しても、違法又は不当と認めるべき点は見当たらず、財務会計上の行為として適正性は確保されており、市に損害を生じさせた事実はないと判断する。

なお、沖縄市学校運営協議会規則第 10 条第 5 項に「会議の実施報告書は、会議終了後すみやかに教育委員会に提出する。」と規定されている。しかしながら、令和 7 年度における第 1 回_____学校学校運営協議会については、令和 7 年 4 月 24 日に開催され、協議等が実施されたにもかかわらず、実施報告書の提出が同年 7 月 10 日となっており、開催日から提出日まで相当の期間を要している。実施報告書は、協議内容及び実施状況を確認し、後続の支出手続を進める上で重要な書類であることから、当該提出の遅延は、事務処理として不適切であったと認められる。また、学校運営協議会委員への報償費を支払ったのは、令和 7 年 11 月 5 日であり、開催日から相当の期間を要している。この点についても、事務処理として不適切であったと認められる。しかしながら、当該遅延により、直ちに財務会計上の行為として違法又は不当な支出があったとまでは認められない。

したがって、学校運営協議会委員に対する報償費の支出について、財務会計上の違法又は不当な公金支出があったとは認められない。よって、本件請求には理由がないと認められるので、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。